除排雪業務委託特記仕様書

1　業務の目的

高田特別支援学校の除排雪業務は、委託契約書に定めるほか、この仕様書の定めるところに従い行うものとする。

2　業務の内容

高田特別支援学校の除排雪業務を行うものとする。

なお、使用する機械は別紙「単価表」に記載のあるものとする。

3　作業区域

作業区域は、別紙「作業区域図」に示す区域とする。

4　作業の実施

【除雪】

（1）当該区域において、積雪 10cm 以上の降雪が見込まれ、車両等の通行に支障があると認められる場合に除雪作業を実施する。

（2）前項に基づく除雪作業は、**原則として平日（※）の午前３時以降に開始し、午前７時までに完了させるものとする**。

- **降雪量が少ない場合は、寄宿舎及び近隣住宅への騒音対策の観点から、可能な限り開始時間を遅らせること。**
- 降雪量が多い場合は、受託者の判断により開始時間を早めることも可能とするが、可能な限り開始時間を遅らせるよう努めること。

※平日とは、土曜日、日曜日、祝日、及び閉庁日の 12 月 29 日～1 月 3 日（以下「休日」という。）を除く日をいう。

（3）作業完了後は、別紙「作業日報」を作成し、機器ごとの稼働時間が明記された資料（例：タコグラフ等）を添付して提出すること。

【排雪（グラウンド雪捨場への場内移動）】

（1）**降雪前までに別紙「作業区域図」に記載の場所に鉄板を敷くこと。**

（2）発注者の指示により、場内に積んだ雪をグラウンド雪捨場へ移動をすること。
発注者の指示によらず、上記除雪作業時間内に移動することも可能とする。

（3）**グラウンド雪捨場の堆雪状況によりタイヤショベルでの作業が困難となった場合は、甲乙協議の上、バックホウを使用して雪をスロープ状に整形するものとする。**

（4）作業完了後、別紙「作業日報」を作成し、機器ごとの稼働時間が明記されている資料（例：タコグラフ等）及び作業の前後が分かる写真を添付のうえ提出すること。

5　作業の留意事項

（1）校内のブロックや車止め等を破損しないよう、**降雪前に現場の状況写真を撮影のうえ、スノーポール等を設置し、甲に報告する**こと。

（2）作業の実施に支障をきたす箇所には前もって鉄板を敷く等の措置をとること。

6　事故時の対応

受託者は、作業実施中に事故が発生した場合は、別紙「事故報告書」を速やかに提出すること。